

3総防管第439号

令和3年4月24日

各区市町村長 殿

東京都知事

小池 百合子

(公印省略)

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項について

各区市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年4月23日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、今般の緊急事態宣言の実施に伴い改定された基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等が示されました。

その概要は、①イベントの開催制限（社会生活の維持に必要なものを除き、原則として、無観客での開催要請等）、②施設の使用制限（飲食店、集客施設等に対する休業要請等）、③外出の自粛（日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請等）、④国営施設等における緊急事態宣言中の休園・休館等の対応について、取扱いが示されております。

都としては、5月11日までの取扱いについて、4月23日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部において、別紙「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」のとおり決定しております。

各区市町村におかれましては、関係機関等への周知及び対応について、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合があることにご留意ください。

また、5月12日以降の取扱いについては、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部における決定後、別途通知いたします。